

次のとおり総合評価一般競争入札を行います。

平成 27 年 4 月 1 日

収支等命令者

佐賀県統括本部情報・業務改革課長 武 富 靖 嘉

## 1 競争入札に付する事項

- (1) 委託業務名 団体内統合宛名システム詳細設計・開発業務
- (2) 委託業務の仕様等 入札説明書のとおり
- (3) 委託業務場所 佐賀県統括本部情報・業務改革課が指定した場所及び受託者の申請により同課が認めた場所
- (4) 委託業務期間 契約の日から平成 28 年 3 月 31 日まで
- (5) 予算額 80,880 千円

## 2 入札参加者の資格に関する事項

- (1) 本調達は、単独企業又は共同企業体による総合評価一般競争入札とする。  
なお、共同企業体の結成は自主結成とし、この場合は、次の内容を規定した協定を結ぶこと。

ア 目的

イ 企業体の名称

ウ 構成員の住所及び名称

エ 代表者の名称

オ 代表者の権限

カ 構成員の出資の割合

キ 構成員の責任

ク 取引金融機関

ケ 決算

コ 利益金の配当の割合

サ 欠損金の負担の割合

シ 業務履行途中における構成員の脱退に対する措置

ス 業務履行途中における構成員の破産又は解散に対する処置

セ 解散後の瑕疵担保責任及びその他必要な事項

(2) 入札に参加する者の資格は、単独企業にあっては次のアに掲げる要件の全てを、共同企業体にあっては次のイに掲げる要件の全てを満たし、佐賀県知事の参加資格の確認を受けた者であること。

なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合がある。

ア 単独企業の資格要件

(ア) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(イ) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者(同法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、佐賀県知事が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。)でないこと。

(ウ) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、佐賀県知事が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。)でないこと。

(エ) 開札の日の6か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。

(オ) 佐賀県発注の契約に係る入札参加資格停止処分を受けている者でないこと。

(カ) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次の b から g までに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

a 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

b 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

c 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者

d 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

e 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

f 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

g 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(キ) 共同企業体の構成員でないこと。

イ 共同企業体の資格要件

(ア) 共同企業体の構成員数は、3 社以内であること。

(イ) 共同企業体の代表構成員は、出資比率が最大の構成員であること。

(ウ) 全ての構成員が、構成員数による均等割の 10 分の 6 以上の出資比率を有すること。

(I) 構成員の全てがアの(ア)から(カ)までの要件を満たすこと。

(オ) 全ての構成員は、他の共同企業体の構成員でないこと。

### (3) 再委託の禁止

本委託業務の全部又は一部を再委託することは認めない。ただし、あらかじめ佐賀県の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。この場合、受託者は機密保持、知的財産権等に関して「団体内統合宛名システム詳細設計・開発業務委託仕様書」(以下「仕様書」という。)に定める受託者の責務を再委託先業者も負うよう、必要な処置を実施し、佐賀県に報告し、承認を受けること。

なお、第三者に再委託する場合は、その最終的な責任を受託者が負うこと。

## 3 入札手続等に関する事項

### (1) 担当課

佐賀県統括本部情報・業務改革課電子行政推進担当(新行政棟5階)

郵便番号 840-8570

佐賀市城内一丁目1番59号

電話番号 0952-25-7390

F A X 番号 0952-25-7299

電子メールアドレス [jouhou-kaikaku@pref.saga.lg.jp](mailto:jouhou-kaikaku@pref.saga.lg.jp)

### (2) 入札説明書及び附属書類の交付期間及び交付方法

#### ア 入札説明書

平成27年4月1日(水)から同月15日(水)まで佐賀県ホームページ(<http://www.pref.saga.lg.jp/>)に掲載する。

#### イ 附属書類

電子メールで、別に定める附属書類送付依頼書を添付し、平成27年4月14日(火)までに(1)の電子メールアドレスに送信すること。

書類は、送付依頼先に原則としてCD-ROMにより郵送する。

(3) 競争入札参加資格の確認

ア 入札に参加しようとする者(以下「入札者」という。)は、イの提出期限までに別に定める競争入札参加資格確認申請書に入札説明書に規定する書類等を添付した上で、(1)まで郵送し、又は持参し、競争入札参加資格の確認を受けること。

イ 提出期限

平成27年4月15日(水)午後5時(郵送の場合には、同月14日(火)午後5時までに必着のこと。)

期限までに提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

ウ 競争入札参加資格の確認結果は、平成27年4月21日(火)までに通知する。

(4) 入札者の資格の喪失

入札者は、入札日時までにおいて、次の場合に該当することとなったときは、入札者の資格を失うものとする。

ア 入札者について、仮差押え、仮処分、競売、破産、更生手続開始、特別清算開始又は再生手続開始の申立てがなされたとき。

イ 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、入札者の業務執行が困難と見込まれるとき。

ウ 自己又は自社の役員等が、2の(2)のアの(カ)のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は2の(2)のアの(カ)のbからgまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。

エ その他本件委託業務に着手し、又は本件委託業務を遂行することが困難になるとみられる事由が発生したとき。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成 27 年 5 月 1 日（金）午前 10 時（入札を郵送で行う場合には、「団体内統合宛名システム詳細設計・開発業務に関する入札書及び提案書在中」と表書きし、同年 4 月 30 日（木）午後 5 時までに(1)に必着のこと。）

イ 場所 佐賀市城内一丁目 1 番 59 号 佐賀県庁新行政棟 11 階 111 号  
南会議室

(6) 開札に関する事項

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

(7) プレゼンテーションの日時及び場所

ア 日時 平成 27 年 5 月 12 日（火）

なお、時間は、入札者に対し別途連絡する。

イ 場所 佐賀市城内一丁目 1 番 59 号 佐賀県庁南別館 3 階 32 号会議室

(8) プレゼンテーションに関する事項

プレゼンテーションは、「団体内統合宛名システム詳細設計・開発業務に関する入札提案書」（以下「総合評価のための提案書」という。）に基づき、入札者ごとに行う。

なお、プレゼンテーションの順番及び持ち時間は、入札者に対し別途連絡する。

(9) 入札保証金

ア 入札書の提出期限までに、見積金額の 100 分の 5 以上に相当する金額を納付すること。

イ 入札保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則（平成 4 年佐賀県規則第

35号)第104条第1項に基づき、次に掲げる価値の担保を供することができる。

(ア) 国債又は地方債 額面金額(割引債券にあっては、時価見積額)

(イ) 日本政府の保証する債券又は确实と認められる社債 額面金額又は登録金額(発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額)の10分の8以内で換算して得た金額

(ウ) 銀行又は确实と認められる金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手(佐賀県内に置かれた手形交換所に加入している金融機関のものに限る。) 券面金額

(エ) 銀行又は确实と認められる金融機関が引き受け、又は保証し、若しくは裏書をした手形 券面金額(手形の満期の日が当該手形を提供した日から1月を経過した日以後であるときは、提供した日の翌日から満期の日までの期間に応じ、券面金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割り引いて得た金額)

(オ) 銀行又は确实と認められる金融機関に対する定期預金債権 債権証書に記載された金額

(カ) 銀行又は确实と認められる金融機関の保証 その保証する金額

ウ 佐賀県を被保険者とする入札保証保険契約(見積金額の100分の5以上)を締結し、その証書を提出する場合は、入札保証金の納付を免除する。

(10) 契約条項を示す場所

(1)に同じ。

(11) 入札方法に関する事項

ア 落札候補者の決定は総合評価一般競争入札方式をもって行うので、総合評価のための提案書を入札書とともに提出しなければならない。必要

書類の種類及び部数については、入札説明書による。

イ 入札は、本人又はその代理人が行うものとする。ただし、代理人が入札をする場合は、入札前に別に定める委任状を提出するものとする。

ウ 落札候補者の決定に当たっては、入札書に記載された金額（以下「入札価格」という。）に100分の108を乗じて得た金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額に108分の100を乗じて得た金額とを合計した金額を入札書に記載すること。

エ 入札価格の表示はアラビア数字を用い、頭初に「金」を、末尾に「円」を記入し、又は頭初に「¥」の記号を、末尾に「 」の記号を付記すること。

オ 再度入札は行わない。

#### (12) 落札者の決定方法

ア 佐賀県財務規則第105条の規定により作成された予定価格に108分の100を乗じて得た金額の範囲内の価格を入札した者であって、その提案した内容等が仕様書の要求要件を全て満たしているものでなければならない。

イ 「総合評価のための提案書」の提案内容が、別に定める落札候補者選定基準における必須項目の評価基準を全て満たしているかどうかを判定し、これを満たしているものには、基礎点50点を与える。

また、落札候補者選定基準に示す各項目の加点の上限の範囲内（加点総点数の上限は950点）で提案内容の評価に応じて加点を与える。

なお、落札候補者選定基準における必須項目の評価基準を一つでも満たさない場合は、落札者となり得る資格を失う。



ウ 入札価格については以下の式により換算し、入札価格に対する点数(以下「価格点」という)を与える。

$$\text{価格点} = 300 \text{ 点} - \{ (\text{入札価格} / \text{予定価格に 108 分の 100 を乗じて得た金額}) \times 300 \text{ 点} \}$$

エ 総合評価の方法及び落札者の決定方法

(ア) アの要件を満たす者のうち、イ及びウで算出された基礎点、加点及び価格点の合計点数が最も高い者を落札者となるべき者とする。

なお、基礎点、加点及び価格点の算出においては、小数点以下は切り捨てるものとする。

(イ) 基礎点、加点及び価格点の合計点数の最も高い者が2人以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者となるべき者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

オ 落札候補者選定基準に記載されていない提案内容は評価の対象とならない。

カ 落札者となるべき者の当該入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、調査の上、その者を落札者としなないことがある。

なお、調査に当たっては、見積内訳書等の資料の提出を求めるものとする。

(13) 入札の無効

競争入札参加資格確認において虚偽の申告を行った者の入札及び次のい

ずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。

ア 参加する資格のない者

イ 当該競争入札について不正行為を行った者

ウ 入札書の金額、氏名及び印影について誤脱又は判読不可能なものを提出した者

エ 入札書の文字及び記号について消滅しやすい方法で記入されたものを提出した者

オ 入札価格の記載において(11)のエの要件を満たさない入札書を提出した者

カ 入札書の金額を訂正したものを提出した者

キ 入札書の誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるものを提出した者

ク 民法(明治29年法律第89号)第95条により無効と認められるものを提出した者

ケ 1人で2以上の入札をした者

コ 代理人でその資格のない者

サ 上記に掲げるもののほか、競争の条件に違反した者

#### (14) 入札の撤回等

入札者は、その提出した入札書の撤回、書換え又は引替えをすることができない。

#### (15) 入札又は開札の中止

天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができない場合は、これを中止する。

なお、この場合における損害は入札者の負担とする。

#### (16) 落札の無効

落札者は、落札の通知を受けた日から、原則として1週間以内に契約を締結しなければ、その落札は無効とする。

#### 4 その他

- (1) 入札参加に要する経費は、参加者の負担とする。
- (2) 入札及び契約の手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 契約書の作成の要否 要
- (4) 契約保証金
  - ア 契約締結の際に、契約金額の100分の10以上に相当する金額を納付すること。
  - イ 契約保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則第116条の規定に基づき、3の(9)のイに掲げる価値の担保を供することができる。
  - ウ 佐賀県を被保険者とする履行保証保険契約（見積金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合は、契約保証金の納付を免除する。
- (5) 談合情報があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、その全てを公表することがある。
- (6) 談合情報どおりの開札結果となった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、契約を締結しないことがある。

なお、この場合は、原則として改めて公告をし、入札を行うものとする。
- (7) 個人情報取扱特記事項に違反した場合は、入札参加資格停止等の措置を講ずることがある。
- (8) 佐賀県政府調達苦情検討委員会から調達手續の停止の要請があった場合は、調達手續を停止することがある。
- (9) 委託事務に従事する者又は従事していた者が、当該委託事務に関して知

り得た個人情報等を不正に提供又は盗用した場合などは、佐賀県個人情報保護条例（平成 13 年佐賀県条例第 37 号）上の罰則規定（第 44 条及び第 45 条）及びこれらの違反行為に関する両罰規定（第 47 条）に基づき処罰されることがある。

(10) 本入札執行については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）地方自治法施行令、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）、佐賀県財務規則及び佐賀県特定調達契約規則（平成 7 年佐賀県規則第 64 号）の定めるところによる。

(11) 詳細は入札説明書による。

(12) この調達契約は、1994 年 4 月 15 日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

## 5 Summary

(1) Subject matter of the contract :

Outsourcing for Design and Development of an Integrated Address System within the Organization

(2) Fulfillment period :

From the day of the contract to March 31, 2016.

(3) Bid description access :

Will be available on the Saga Prefecture website for download from Wednesday, April 1, 2015 to about Wednesday, April 15, 2015.

(URL:<http://www.pref.saga.lg.jp/>)

(4) Date and time for the opening bids and tenders :

The meeting for tenders will begin promptly at 10:00 a.m. on Friday, May 1, 2015.

Bring tenders with you or send it by mail. If sending by mail, tenders

must be sent by registered post and received by 5:00 p.m. on Thursday,  
April 30, 2015.

(5) Contact information:

Information Technology & Operation Improvement Division

General Management Headquarters

Saga Prefectural Government

1-1-59 Jonai, Saga City, Saga Prefecture, 840-8570, Japan

Tel.0952-25-7390

Fax.0952-25-7299